

## 無料相談窓口

相談名	日時	場所	内容	その他
人権相談	3月21日(木) 午後1時～3時	町役場2階 201会議室	人権問題にかかわる困りごと相談	☎ 総合窓口課 ☎ 34-2087
みんなの人権110番	電話での相談になります。 ☎ 0570-003-110		人権問題にかかわる困りごと相談	☎ 奈良地方司法局葛城支局 ☎ 0745-52-4941
行政相談	3月21日(木) 午後1時～3時	町役場2階 相談室2B	国の行政全般についての不満、要望などの相談	☎ 総合窓口課 ☎ 34-2087
無料法律相談(予約制)	3月21日(木) 午後1時～4時	町役場1階 相談室1C	弁護士による法律相談	定員=6人(申込順) ☎・申込 3月1日(金)から、総合窓口課(☎ 34-2087)へ。
中南和法律センター(予約制)	4月3日(水) 午後1時～4時 (1人30分程度)	町役場2階 201会議室	弁護士による法律相談	申込開始日時=3月19日(火)午前9時30分～ ☎・予約 奈良弁護士会(☎ 0742-22-2035 / 午前9時30分～午後5時 / 土・日曜日、祝日を除く) ※中南和各地でも相談を実施しています。
青少年悩みごと相談(予約制)	毎週火・金曜日 午前10時～午後4時	青垣生涯学習センター	自分の子どもや地域の青少年にかかわる相談	担当=社会教育指導員 ☎・予約 青垣生涯学習センター(生涯教育課) ☎ 32-6193
やすらぎ相談室 通常相談(予約制)	毎週火・金曜日 午前10時～午後4時	青垣生涯学習センター	集団生活に適応が困難な幼児、小・中学生と保護者のための相談	担当=社会教育指導員 ☎・予約 青垣生涯学習センター(生涯教育課) ☎ 32-6193
やすらぎ相談室 特別相談(予約制)	3月27日(水) 午前10時～午後3時30分	青垣生涯学習センター	集団生活に適応が困難な幼児、小・中学生と保護者のための専門的な相談	担当=公認心理師 ☎・予約 青垣生涯学習センター(生涯教育課) ☎ 32-6193
若者自立のための無料相談(予約制)	3月27日(水) 午前10時～正午	町役場1階 相談室1C	さまざまな理由で働くことが困難な若者や、その家族のための相談(厚生労働省委託事業)	☎・予約 若者サポートステーションやまと ☎ 44-2055
女性の再就職準備相談	3月28日(木) 午前9時30分～午後0時30分	町役場1階 相談室1C	キャリアコンサルタントが働きたい女性の就職活動を支援します。	☎・予約 女性の再就職準備相談窓口(県女性センター内) / ☎ 0742-24-1150 / 火～土曜日午前9時～午後4時30分) ※予約は前日まで。当日申込不可。
生活自立相談(予約制)	要予約	都度ご案内します	失業などで生活や経済的に困りの方への相談・支援	☎・予約 県中和・吉野生活自立サポートセンター(☎ 0120-85-1225 / 午前9時～午後5時 / 土・日曜日、祝日を除く / ☐ cysupportc@nara-shakyo.jp)
心配ごと相談(予約制、空きがあれば当日可)	3月28日(木) 午後1時～4時	町社会福祉協議会2階 相談室	家庭問題、財産など生活上の悩みの相談	担当=民生児童委員ほか ☎ 町社会福祉協議会 ☎ 34-2118

※消費生活相談は、本紙20ページに掲載しています。

## てんいち先生

※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。



## 消費者問題に関する2023年の10大項目

国民生活センターが、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談の特徴的なものなどから10大項目を選定し、毎年公表しています。

● **新型コロナウイルス感染症が5類感染症に 旅行予約やチケット転売のトラブルが増加**

● **18歳・19歳の契約トラブル 「美」と「金」がキーワードに**

「美(び)」は脱毛エステや医療サービスなど、「金(かね)」は転売ビジネスやアフィリエイト内職などのこと。いずれも若者のトラブル相談の特徴とみられる。

● **改正消費者契約法、改正特定商取引法が施行**

改正特定商取引法は、訪問販売など一定の取引を行う場合で、事業者が消費者に交付する契約書面などについて、改正前は紙での交付が義務づけられていたが、消費者本人の承諾を得た場合には、メール送信などの電子交付が認められた。

● **ステルスマーケティング 規制始まる**

ステルスマーケティングとは、広告であるにも関わらず広告であることを隠すことで、景品表示法で規制されることになった。

● **子どもの誤飲事故防止のための玩具の新たな規制**

● **ビッグモーター社の不正問題 中古車販売業者や損害保険業界のコンプライアンスに課題**

● **旧統一教会をめぐる問題 国が解散命令を請求**

● **訪問購入のトラブルが増加 8割近くが高齢者**

コロナ禍での在宅率の増加や不用品整理への意欲の高まり、金相場の高騰などを背景に、購入業者が自宅に来て物品を買い取る「訪問購入」に関する相談が増加した。

● **自転車のヘルメット着用 年齢を問わずすべての人の努力義務に**

● **消費生活相談デジタル化・体制の再構築**

4月に実証実験として「消費者トラブルFAQサイト」を開設した。

### 消費生活相談

商品やサービスに関する相談  
**日時** 毎週火・金曜日(祝日、年末年始を除く)  
 午前10時～午後3時  
**担当** 消費生活相談員  
**相談方法** 電話・面談  
**☎** 32-2901(内線174)

## 今やろう! 防災アクション



Vol.46

☎ 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

令和6年1月1日、石川県能登地方で発生した震度7の地震で、田原本町では震度3を観測しました。近年、自然災害が激甚化・多様化・多発化しているといわれるなかで、私たちは改めて災害から身を守る術を身につけ、防災・減災の心構えを持って、日ごろの備えに取り組む必要があります。

● **「自助・共助・公助」**

災害対策には、自分自身や家族で備える「自助」、地域で助け合う「共助」、行政が行う「公助」の3つがあります。災害対策の基本は、一人一人が防災意識を高め「自助」の力を高めることです。また、自分一人では対応できなくなったとき、頼りになるのが「共

助」です。そして「公助」の手を円滑に被災者へ届けるためには「共助」との連携が欠かせません。

● **自ら取り組む「自助」**

自助とは、自分自身や家族の命と財産を守るために、自分や家族で防災に取り組むことです。自分(家族)の身は自分(家族)で守る、という考えのもと、日常的な災害に対する備えや災害時の対応を行っていくことです。

【主な自助の取組】

- 食料、飲料水の備蓄(最低3日間、可能なら1週間分)
- トイレ用ペーパー、常備薬などの日用品の備蓄
- 災害用簡易トイレの備蓄
- 自宅の耐震化、耐火性の確保
- 家具、テレビ、蛍光灯などの転倒・落下・移動の防止
- 避難経路の確認
- 家族同士で災害時に安否確認を行う伝達手段の確保など